

# 委 任 状

代理人

千葉県千葉市花見川区幕張本郷 6 - 2 5 - 8 - 1 0 2

ミーミル行政書士事務所 星山直規

私は、上記の者を代理人に定め、下記事項を委任します。

記

- 1 株式会社しあわせ動物の設立に際し、別紙のとおり電磁的記録である原始定款を作成し、電子定款認証を請求して電子定款を受領する手続に関する一切の件。（公証人の指摘に応じ、適宜条項の修正、追加又は削除をすることを含む。）
- 2 電磁的記録の保存、同一の情報の提供（謄本の交付）請求及び受領に関する一切の件。
- 3 復代理人選任に関する一切の件。

令和6年3月13日

委任者（発起人）

東京都江戸川区西瑞江 3 - 3 - 3

山下五郎

電子署名  
又は押印

(別紙)

## 株式会社しあわせ動物定款

### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社しあわせ動物と称する。

(目的)

第2条 当社は、後記記載の事業を行うことを目的とする。

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都江戸川区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役は、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主の氏名等の届出)

第9条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

(招集通知)

第12条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役がこれに当たる。

2 取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

### 第4章 取締役

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は、1名とする。

(取締役の資格)

第17条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第 18条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第 19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第 20条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第 21条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第 22条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第 23条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金1,000,000円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金1,000,000円とする。

(最初の事業年度)

第 24条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和6年5月末日までとする。

(設立時取締役)

第 25条 当会社の設立時取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 山下五郎

(発起人の氏名ほか)

第 26条 発起人の氏名、住所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

東京都江戸川区西瑞江3-3-3

発起人 山下五郎

100株 金1,000,000円

(法令の準拠)

第 27条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

記： 目的 (第2条関係)

- 1 動物の飼育に関する啓もう活動
- 2 動物の飼育に関するコンサルティング
- 3 動物病院開設の支援及びコンサルティング
- 4 動物販売、貸出、繁殖に関する支援及びコンサルティング
- 5 前各号に付帯又は関連する一切の事業

以上、株式会社しあわせ動物設立のため、発起人山下五郎の定款作成代理人ミーミル行政書士事務所 星山直規は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年3月13日  
発起人 山下五郎

上記発起人山下五郎の定款作成代理人  
千葉県千葉市花見川区幕張本郷6-25-8-102  
ミーミル行政書士事務所 星山直規